

お手続きのながれ

1 事前の相談

- ▼ 制度活用のご意向を筑前町企画課までご連絡ください。
▼ 以下の事項を調整させていただきます。
 - ・ 寄附の対象事業
 - ・ 寄附の額
 - ・ 寄附の時期
 - ・ 寄附の納付方法

2 寄附申出書の提出

- ▼ 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書」をご提出ください。

3 寄附の納付

- ▼ 事前に調整した寄附額・納付方法にて、寄附金の納付をお願いします。

4 受領証の受取

- ▼ ご入金確認後、町から「受領証」を送付します。
▼ 「受領証」は税の申告時に必要になります。

※ 税制上の手続きに係る詳細については、課税庁から発表されている情報をご確認ください。

制度活用上の留意事項

- ・ 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附をいただいた企業に対し、町が経済的な利益の供与を行うことは禁止されているため、寄附に対する返礼品等はありません。
- ・ 筑前町に本社（※）が所在する企業は、制度の対象となりません。
※この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。

お問い合わせ先

筑前町役場 企画課 ふるさと納税係

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地

TEL 0946-42-6601（直通）

E-mail furusato-ki@town.chikuzen.fukuoka.jp

筑前町 企業版 ふるさと納税

地方創生応援税制のご案内



CHIKUZEN

福岡県 筑前町



企業版ふるさと納税とは

こころざしのある企業のみなさまが、寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援された場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。



主な地方創生事業のご紹介

1 筑前町 戦跡保存活用事業



修復が待たれる 掩体壕（えんたいごう）
平和の発信拠点としての筑前町立大刀洗平和記念館。その周辺にある戦跡などの保存と活用を進めます。

2 ど〜んとかがし祭事業



食と平和のまち、筑前町。例年秋に開催される収穫祭では、巨大わらかがしが制作され、全国的にも注目されています。

3 放課後アフタースクール事業

未来を担う子どもたちの確かな学力を育むため、町内の中学校で、放課後の学習支援としてアフタースクールを実施します。



ほかにも様々な取組を実施しています
お気軽にお問い合わせください

メリット

1 税額軽減効果が最大9割、実質負担1割



※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

税目ごとの
特例措置

- ① 法人住民税
寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② 法人税
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税
寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

【税制上の優遇措置】

※損金算入による軽減効果

地方自治体への寄附は、その全額を損金算入することができます。そのため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。（法人税法第37条第3項）

① 法人住民税

- ・法人住民税の法人税割額の2割
- ・寄附額の4割
いずれかの小さい額
（地方税法附則第8条の2の2）

② 法人税（法人住民税で4割に達しない場合のみ、その残額）

- ・法人税額の5%
- ・寄附額の1割
いずれかの小さい額
（租税特別措置法第42条の12の2、第68条の15の3）

③ 法人事業税

- ・法人事業税額の2割
- ・寄附額の2割
いずれかの小さい額
（地方税法附則第9条の2の2）

具体的な試算については
税理士等にお問い合わせください。



メリット

2 社会貢献に取り組む企業としてのPR効果

地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与するものです。これを応援する企業であることをPRできます。
また町のホームページや広報紙等で紹介させていただきます。

